

1 生徒指導に関する規程について

1. 制服等について

[男子]

(1) 冬服

- ① 上着は学校指定の詰襟学生服（1, 2年マーク入, 3年校章入り）とする。
- ② 上着の下は白長袖カッターシャツ（1, 2年マーク入, 3年マークなし）とする。インナーは白とする（色物・柄物は不可）。防寒用のセーター・トレーナー類の規定については別項で定める。
- ③ 3年のズボンは黒のズボン（校章入り）とする。1, 2年は学校指定とする。

(2) 夏服

- ① 3年のズボンは黒のズボン（校章入り）と白半袖シャツ（マーク入り）とする。1, 2年は学校指定のズボンと白半袖シャツ（マーク入）とする。
- ② インナーは白とする（色物・柄物は不可）。
- ③ 冷房による体調を考慮して、学校指定の白長袖シャツを着用することは許可する。

(3) 中間服

- ① 3年のズボンは冬服・夏服用の黒ズボン（校章入り）とする。1, 2年は学校指定とする。シャツは白長袖カッターシャツ（1, 2年マーク入, 3年マークなし）とする。インナーは白とする（色物・柄物は不可）。

(4) 更衣について

年間を通して更衣については、体調等の状況に応じて各自で判断する。

[女子]

(1) 冬服

- ① 上着は学校指定のセーター服とし（丈を折り曲げて短くしたりしない）、左胸ポケット中央部に（3年校章, 1・2年ブローチ）をつける。
- ② 下は学校指定のスカートとし、長さは膝がかくれる程度とする。丈を短くしたり、ウエスト部分を折り返したりしない。
- ③ 上着の下に着用する防寒用のセーター・トレーナー類の規定については別項で定める。
- ④ タイツは黒色を着用する。

(2) 中間服, 夏服

- ① 冷房等による体調管理を考慮して、上着は学校指定の半袖ブラウス, 長袖セーター服のいずれも可とする。丈の折り曲げ禁止や、（3年校章, 1, 2年ブローチ）のつけ方は冬服に準ずるものとする。
- ② スカートのについても冬服に準ずる。
- ③ 下着は原則として白色とする（色物・柄物は不可）。

※（1）（2）いずれも、衽タイをつけ、結び目の位置を下げたりしないこと。

(3) 更衣について

年間を通して更衣については、体調等の状況に応じて各自で判断する。

2. 通学靴・靴下について

- (1) 通学靴は学校指定の運動靴（学年色）もしくは学校指定の黒革靴及び白を基調とした運動靴とする。
- (2) 靴下は男女とも白とする（ワポイントは可とするが、スニーカーソックス等は不可。長さは、くるぶし全体がしっかりと隠れるものとする）。

3. 防寒具類について

(1) 登下校時について

- ① 手袋, マフラー, ネックウォーマーの着用を許可する。
但し, 自転車・バイク通学生は, 安全面からマフラーの着用は不可とする。
- ② コート, ジャンパー類については各自の判断のもと, 着用を許可する。
但し, 華美でないものとし, ロングコートは不可とする。
- ③ 着脱は脱靴場で行う。

(2) 校内での防寒について

- ① 制服の下にセーター, トレーナー, 体育用ジャージ（上着）等を着用する。
- ② 学校指定のカーディガン（女子）を着用する。
- ③ タイツ（厚手のもの・裏起毛のものを含む）を履く。
- ④ その他（カイロ・腹巻き等を使用する等）

- (3) ひざ掛けの使用について
 - ① 教室で座っている時に、ひざに掛ける以外の使用は認めない。
 - ② ひざ掛けは華美でないものとする。
 - ③ 別室受験の場合を除いて、考査時は使用禁止とする。

4. 鞆・補助バッグについて

- (1) 鞆は学生鞆とする。中敷きを取り外すなどの改造したり、ステッカー・シール類を貼ったり、キホダ-類をたくさんつけることは許可しない。
- (2) 補助バッグの規定については、以下の通りとする。
 - ① 授業や特別活動で必要な物のうち、通学用鞆に入らない物を入れるものとして、補助バッグの使用を認める。
 - ② 形状は部で指定したものの、リュック、スポーツバッグ、ボストンバッグとする。ポーチ、トートバッグ、紙袋、ビニール袋等は認めない。
 - ③ ベース（地）の色や柄・模様の色は派手でない色とする（赤、ピンク、紫、蛍光色等は禁止する）。
 - ④ 鞆については各自の判断により、補助バッグのみの通学でも可とする。

5. スリッパについて

- (1) 男女とも学校指定のスリッパとする。
- (2) 体育館での全体・学年集合の際は、特に指示が無い場合は各自持って集合し、底を合わせて右足元に置く。

6. 頭髪について

- (1) 学校生活、学業に適した髪型であること。
- (2) 社会通念上通用する髪型であること。

7. 異装許可について

- (1) 病気・けが等の理由で特別な配慮が必要な場合は、学級担任を経て異装の許可を得ることとする。

8. 携帯電話等に関する校内規程について

(1) 校内持ち込み条件

- ① フィルタリングサービスに必ず加入・契約していること
- ② 校内では終日、使用を禁止する。
 - ※ただし、放課後等は保護者と連絡の場合のみ、指定の場所（自動販売機テント付近）と職員立ち会いの場所では使用可とする。
- ③ 校内へ入る前に電源を切り、鞆や補助バッグの奥に入れる。
- ④ 携帯電話・スマートフォンの管理を徹底する。

(2) 上記（校内持ち込み条件）に違反した場合

- 1回目 …… 担任が嚴重に注意・指導。その後、担任が保護者へ連絡して内容を伝える。
- 2回目 …… 生徒指導部指導，教頭説諭。
- 3回目 …… 校長説諭。その後、本人・保護者との間で話し合いを持ち、携帯電話の所持について考えてもらう。
 - ① 2回目以降は指導後に反省文を書いて先生方を巡回し、生徒指導部へ提出する。
 - ② 授業中・自習時間に使用した場合は担任が保護者へ連絡し、1回目にして生徒指導部指導（別室）及び反省文指導，状況や内容によっては保護者同席の下，校長説諭とする。
 - ③ その他の事案については特別審議とする。

(3) 校外所持の心得

- ① 公共交通機関の利用中（車内）、また、使用制限のあるところでは絶対に使用しない。
- ② 歩きながら、自転車に乗りながらの使用はしない。
- ③ 校外では周りに迷惑にならないような話し方・使い方に努め、マナーを守る。
- ④ 確認事項
以上の条件・心得を遵守させ、保護者の責任の下、生徒が安全かつ適切に携帯電話・スマートフォンを使用できるよう、保護者は責任を持って学校と連携し見守りに努める。
また、不適切な使用が認められた場合には、学校の指導に従うこととする。

(4) タブレットの目的外使用

- 1回目 …… 担任が厳重に注意・指導。その後、担任が保護者へ連絡して内容を伝える。
- 2回目 …… 生徒指導部指導，教頭説諭。
- 3回目 …… 校長説諭。
- ① 2回目以降は指導後に反省文を書いて先生方を巡回し、生徒指導部へ提出する。
- ② 授業中(タブレットを使用していない授業)及び自習時間に使用した場合については、担任が厳重に注意・指導後、保護者へ連絡して内容を伝える。1回目にして生徒指導部指導（別室）及び反省文指導，状況や内容によっては校長説諭(本人のみ)とする。
- ③ その他の事案については特別審議とする。

(5) 指導措置について

内規に沿う内容であれば、管理職の承認のみで、生徒指導委員会の審議は要しない。

9. 通学規程について

(1) 列車およびバス通学をする者は車中でのマナーに留意する。

(2) 自転車通学生の通学規定は次のとおりとする。

- ① 通学の目的で自転車を使用する者は、自転車通学許可願に必要事項を記入し、許可証を受け指定のステッカーを自転車に貼らなければならない。したがって、自転車通学を希望する者は入学後、担任に申し出ること。なお、通学許可証は、許可後に担任を通じて配付する。
- ② 自宅から駅まで自転車を使用する者も必ず許可を受ける。
- ③ 通学距離は特に定めない。
- ④ 自転車使用中は、道路交通法を厳守するとともに、車体（ブレーキ・ベル・ライト・反射板）の整備は常に怠らないこと。ドロップハンドル、アップハンドル等は禁止する。
- ⑤ 自転車賠償責任保険に加入すること。
- ⑥ 通学時にはヘルメットを着用すること。ヘルメットは SG 基準に適合した自転車用ヘルメットとする。

(3) 単車（原付自転車）の受験許可、通学許可規程は次のとおりとする。

- ① 必ず「単車受験許可願」と「単車通学許可願」を提出し、許可を受けなければならない。
- ② 通学区間は、自宅ー学校間、自宅ー駅・バス停間とする。
- ③ 通学距離の目安は25km以内とし、通学時間の目安は1時間以内とする。
- ④ 必ずヘルメットを着用し、指定プレートを付け、通学鞆は荷台に固定する。
- ⑤ 単車は必ず任意保険に加入する。
- ⑥ 単車は通学以外に使わないようにする。
- ⑦ 単車の免許取得は長期休業中を原則とする。

3 校内生活心得など

- (1) SHRに不在の場合は遅刻とする。
- ① 遅刻をした生徒には、その都度適切な指導をする。
 - ② 遅刻の回数が多い生徒に対しては、先ずは担任が指導する。それでも改善が見られない場合は、どのような指導が適切か学年会・担任会などで話し合いをした後、必要に応じて「学年→生徒指導→管理職」の順で指導する。
- (2) 授業開始時・終了時等の挨拶を徹底する。
- ※ 原則、以下の手順で授業開始時・終了時に挨拶をする。
- ① 委員長の「起立」の号令で、静かに起立する。
 - ② 椅子の左に立つ。
 - ③ 委員長の「姿勢」の号令で、教科担任の方へ体を向け、教科担任の顔を見る。
 - ④ 委員長の「礼」の号令で、「お願いします（ありがとうございました）。」と言う。
 - ⑤ 頭を下げて（全員でしっかりとそろえる）、再び教科担任の顔を見る。
 - ⑥ 教科担任が挨拶をした後、静かに着席をする。
- (3) 始業から放課後までの間は無断で校外に出ない。やむを得ず出るときは、担任（不在時は副担任）から必ず外出許可を受ける。
- (4) 飲食は定められた時間に、定められた場所で行う。食べ歩き・飲み歩きの者は指導する。
- ① パンの販売時間 3限終了後と昼食時間
- (5) 自販機のカップ・パック・ペットボトル等は自販機横の回収箱へすてる（教室等のゴミ箱には捨てない）。
- (6) 上着の袖はまくらない。ただし、シャツは、きれいに折ってまくることは可。
- (7) 学校正門前の道路や私有地では、送迎車の乗降禁止。私有地の横切りも禁止。
- (8) 下校時に不審者が出没することがある。特に、女子生徒の一人歩きに注意する。
- (9) 盗難の未然防止に学年や学校全体で取り組む。
- （貴重品袋は教室に置き、いつでも活用できるようにしておく）
- ① 不必要なお金・貴重品は持ってこない。
 - ② 集金は早い時間に提出する。
 - ③ 体育時は貴重品袋を利用し、担任及び教科担任に預ける。
 - ④ その他の移動時は持つておく等で自己管理に努めさせる。

4 部活動に関する規程

- (1) 活動時間

	年 間		備 考
	活動終了	校門を出る	
月～金	18：30	19：00	
土、日、祭日	16：30	17：00	半日練習を原則とする
時間延長が認められたとき (夏期のみ月～金)	19：00	19：30	

※時間延長が認められるのは11月1日～2月28日を除く、大会1ヶ月前からで、部が希望する15日以内とする。

- (2) 「実力考査」は2日前より活動を中止する。ただし、考査終了から10日以内までに大会がある場合は、特別練習の手続きを顧問が行う。
- (3) 時間延長の練習許可の条件
- ① 大会1ヶ月前の15日以内とする。
 - ② 保護者の承諾をとる。
 - ③ 手続きし、会議室前に掲示する。
 - ④ 顧問がついて指導する。
- (4) 土・日・祝日の部活生登下校時の服装は、制服又は各部活動で揃えた服装とする。
- (5) 土・日・祝日に学校で自習する場合の注意事項
- ① 日直の方の指示に従う。
 - ② 「教室利用等利用届簿」に記入する。
 - ③ 自習のみの使用を許可する。
 - ④ 他の生徒に迷惑をかけない。

